

# 信州中野

商工会議所ニュース

2019

2

No.404

▲商工会議所広報委員会 佐藤浩之（有カクアゲ本店） 4頁記事をご覧ください。

## 今月号のみどころ

- ・働き方改革関連法について
- ・小規模事業者持続化補助金 採択事例
- ・企業と人



信州中野商工会議所

●ホームページ : <http://www.nakanocci.or.jp/>

●E-mail : [info@nakanocci.or.jp](mailto:info@nakanocci.or.jp)

事業主の皆さまへ

# 『働き方』が変わります！ 対応はできていますか？

～2019年4月1日から順次施行「働き方改革関連法」～

ポイント

1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

## 時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、月 45 時間、年 360 時間を原則とし、臨時的な特別の事情がある場合でも、単月 100 時間未満（休日労働含む）、複数月平均 80 時間（休日労働含む）、年 720 時間が限度となります。

ポイント

2

施行：2019年4月1日～

## 年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10 日以上の子年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

※この表は、中小企業の部分を抜粋していますのでご注意ください。

内容	法律	施行日					
		2019年 4/1	2020年 4/1	2021年 4/1	2022年 4/1	2023年 4/1	2024年 4/1
時間外労働の上限規制	労働基準法		→				
時間外労働の上限規制にかかる適用猶予の事業・業務							→
フレックスタイム制の清算期間			→				
中小企業の割増賃金率引き上げ							→
年次有給休暇の取得			→				
高度プロフェッショナル制度			→				
労働時間の把握義務	労働安全衛生法	→					
産業医への情報提供の充実		→					
勤務間インターバル	労働時間等設定改善法	→					
正規労働者と非正規労働者との不合理な待遇差の禁止	パートタイム・有期雇用労働法 労働者派遣法		→				

※内容は厚生労働省・長野労働局ホームページより引用しました。

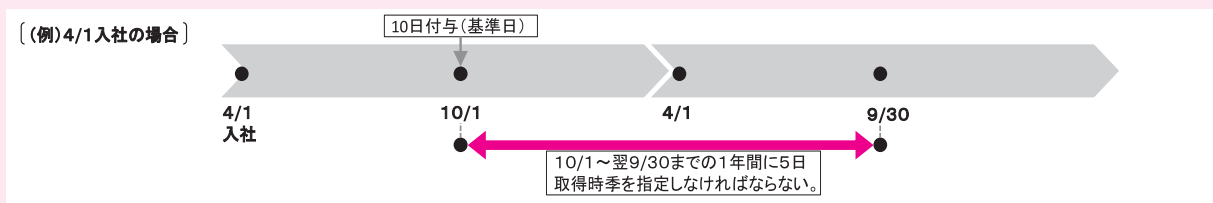
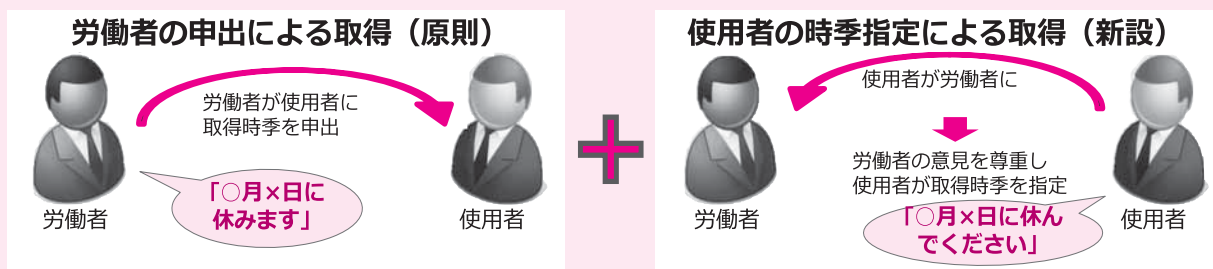
# 年次有給休暇の時季指定義務

- 労働基準法では、労働者の心身のリフレッシュを図ることを目的として、一定の要件を満たす労働者に対し、毎年一定日数の年次有給休暇を与えることを規定しています。(※)

(※) 年次有給休暇(労働基準法第39条)  
 雇入れの日から起算して6か月継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者(管理監督者を含む)には、年10日の有給休暇が付与されます。  
 ●継続勤務6年6か月で年20日が限度となります。  
 ●パートタイム労働者など所定労働日数が少ない労働者については、所定労働日数に応じた日数の有給休暇が比例付与されます。

- 年次有給休暇は、原則として、労働者が請求する時季に与えることとされていますが、職場への配慮やためらい等の理由から取得率が低調な現状にあり、年次有給休暇の取得促進が課題となっています。
- このため、今般、労働基準法が改正され、**2019(平成31)年4月から、全ての企業において、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要**となりました。

## 時季指定義務のポイント



- ◆対象者は、年次有給休暇が10日以上付与される労働者(管理監督者を含む)に限ります。
- ◆労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日(基準日)から1年以内に5日について、使用者が取得時季を指定して与える必要があります。
- ◆年次有給休暇を5日以上取得済みの労働者に対しては、使用者による時季指定は不要です。

(※) 労働者が自ら申し出て取得した日数や、労使協定で取得時季を定めて与えた日数(計画的付与)については、5日から控除することができます。

- |                         |               |
|-------------------------|---------------|
| (例) > 労働者が自ら5日取得した場合    | ⇒ 使用者の時季指定は不要 |
| > 労働者が自ら3日取得+計画的付与2日の場合 | ⇒ "           |
| > 労働者が自ら3日取得した場合        | ⇒ 使用者は2日を時季指定 |
| > 計画的付与で2日取得した場合        | ⇒ " 3日 "      |

- ・使用者は、時季指定に当たっては、労働者の意見を聴取し、その意見を尊重するよう努めなければなりません。
- ・使用者は、労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません。

お問合せ先 中野労働基準監督署 労働期間相談・支援班  
 TEL 0269-22-2105

## 小規模事業者持続化補助金 採択事例

**採択事業者** 有限会社カクアゲ本店 代表取締役 佐藤 彰男  
(中野市中央1-8-6 TEL 0269-22-5515)

**業 種** 食料品小売業

### 取組み内容

「新たな情報発信による新規顧客の確保」と「店舗改装による顧客満足度アップ」を行なうため以下のとおり実施しました。

#### ①ホームページ作成

メインターゲットである30歳～40歳代の情報収集源はインターネットの割合が高い。このため、ホームページを作成し若い世代に向けて積極的に宣伝(SNS)を行なう。またインターネットからも注文を受けられるようにしたため、販路拡大へと繋げていく。

#### ②店舗改装及び惣菜メニューの見直し

以前の売り場では、商品棚が高く見づかったものを「誰もが見やすく取り易く」した。また、惣菜メニューの見直しやオリジナルロゴを製作することにより、手作りで温かみのあるイメージを演出した。

### 商工会議所より採択にあたっての支援のポイント

4月の小規模事業者持続化補助金セミナー、5月の中小企業診断士による個別相談会に参加され、その後も当所指導員へ積極的に相談されていました。

補助金を申請するにあたって、事業計画書を練り直し自社の強み・弱みなどをしっかりと捉えることが出来ました。

### 事業者様より補助金を受けての所感

補助金を受けて、メニュー及び価格の見直しや店内レイアウトの改善など自社を見つめ直す良いきっかけとなりました。また、ホームページ開設記念として期間限定20%OFFを実施したところ、一週間で15件程のご注文を頂くことが出来ました。

これからも、地域に愛されるお店として一生懸命努めて参ります。



ホームページとフェイスブックでお惣菜メニューの確認が出来ます。  
カクアゲ  
ホームページ  
<https://www.kakuage.jp/>

このセミナーでお店が変わる 小売サービス業の皆様へ

# 店づくりのプロが教える 店舗改善セミナー



第2回 / 3月8日(金) 19:00～21:00

## お客様に愛される店になる方法

会場：信州中野商工会議所

### 顧客づくりと顧客管理の改善

最近あのお客さんあまり来なくなった・・・なんてことはありませんか。今はネットや大型量販店と価格競争しても勝てません。生き残るためには、あなたのお店の売上に貢献してくれる顧客づくりが大切。あなたのお店は優良顧客と長期的な良い関係を作れていますか？このセミナーは売上をもたらし顧客づくりと顧客管理方法を学びます。



主催・お問合わせ

信州中野  
商工会議所  
(中野市中央1-7-2)  
TEL 0269-22-2191  
FAX 0269-26-7007



講師 川村浩司氏  
(中小企業診断士)

川村中小企業診断士事務所代表。中小企業診断士として個人事務所を千葉県内で構え、中小企業を中心とした顧客に対するコンサルティング業務を行なっている。行政機関での登録専門家として、民間企業に対する幅広いサポートも実施。

# 企業と人

339

## 有限会社 和喜多

代表取締役 脇田 綱偉さん



今月は、中野市湯町の季節料理和喜多でお馴染みの、大将・脇田綱偉さんをご紹介します。

創業は、昭和50年に先代の綱雄氏により開業され、のちに二代目代表として15年が過ぎるとのこと。以来、中野はもとより地域における和食料理のリーディングカンパニーとして日々奮闘しておられます。今回のインタビューにあたり、いただいた名刺を見てみずと肩書があります。「宮内庁御用本家上又調理師 会理事」「公益社団法人日本料理研究会技術幹事」さらには「sake fetti 代表」と、聞きなれない肩書がかかれています。そんなところから、お話を



伺っておりますと幾つかのキーワードが浮かび上がってきました。

キーワード① 和食と社会の関わり

中野市名産のきのこ、ぼたんこしよう、ジビエをメニューに取り入れ、新商品開発を積極的に行っています。また、ぼたんこしよう祭り等イベントへ出店し、地域の人々との交流も盛んに行なわれ地域の活性化の一翼を担っている

いえます。

さらには、sake fetti 「信州ソウル」イベントでは市内外の酒蔵さんや飲食店さんの協力により、陣屋前広場、湯町を会場に中心市街地に大勢の人が訪れ、大変な賑わいをもたらすし、地域社会に大きな貢献をしています。

今年、湯町を会場に行われる「はしご酒」が4月28日(日)、陣屋前広場を会場に行われる「信州ソウル」が9月8日(日)に予定されているそうです。

キーワード② 料理人としての技術の習得

今年、新天皇陛下の即位の年であり、この即位の時には、海外の要人が多数訪れます。そこで様々な料理を振舞うのが、宮内庁御用料理人となるわけです。綱偉さんもそこで料理を振舞うとのこと、すでに日程も決まっているそうです。簡潔に言うところ、かなり凄い料理人という事です。そんな話をしながら、赤むつ、黒むつを揃えていました。

日本酒のきき酒、研究には休日を利用し、ご夫婦で試飲会に出向き毎年チェックしているそうです。中野地区の日本酒のレベルはとても優れており、地域

における食文化そのものである。どんどんアピールして行きたいとのこと。

中野酒造協会の主催による「きき酒大会中野予選会」の会場として5年前よりサポートされて、昨年ついに中野市より全国大会の優勝者を輩出できたのも脇田さんの熱意と尽力のたまものであるといえます。

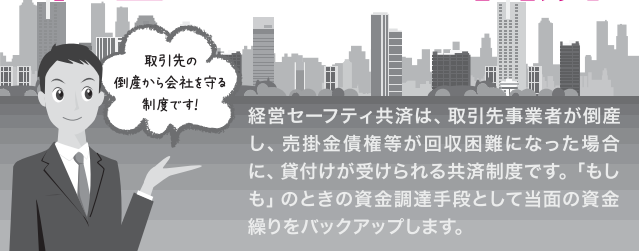
キーワード③ お客様にとつて利用しやすい店舗環境の構築  
少子高齢化社会が様々なりスクを生み出している昨今において、積極的に店舗改装を実施されています。椅子席の宴会場、座りやすいお座敷、清潔なトイレ、そして前段にも触れた通り、凄く料理人でありながら、地域に密着したリーズナブルな予算で私たちを楽しませてくれます。

これからも、地域や人々のためになくなくてはならない存在であり続けるために、さらに磨きをかけていかれるでしょう。

最後に、地元の消防団活動にも力を注ぎ公私ともにご多忙の中、インタビューにお付き合いいただいたありがとうございます。有限会社和喜多様の益々のご発展と、ご家族の皆様のご健康を心よりお祈り申し上げます。  
(インタビュー) 原 猛

### 中小企業倒産防止共済制度

## 経営セーフティ共済



取引先の倒産から会社を守る制度です!

経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップします。

### 中小企業倒産防止共済制度の特長

- 1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け  
「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年(据置期間6か月を含む)で毎月均等償還です。
- 2 貸付条件は無担保・無保証人  
共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。
- 3 掛金は税法上損金(法人)または必要経費(個人事業)に  
掛金月額は、5千円～20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます。

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

# 小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

**1 経営者のための退職金制度**

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

**2 掛金は全額所得控除**

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

**3 受取時も税制メリット**

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

**契約者貸付けの利用が可能**

契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。


**共済金の受給権は差押禁止**

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

お問い合わせ先 信州中野商工会議所 経営支援課 TEL 0269-22-2191

小規模共済 検索



## 新 入 会 員 の ご 紹 介

事業所名：ドリーム ライン  
 代表者名：小林 憲一  
 (こばやしけんいち)  
 所在地：中野市中野1894-14  
 TEL：0269-26-5260  
 業 種：運送業



事務局日誌 平成31年 1月	
3 木	年末年始休業(12/29~)
4 金	仕事始め
7 月	日本政策金融公庫定例相談会
8 火	広報委員会
9 水	YEG次年度役員予定者会議、役員会
11 金	(一財)中野市産業公社 理事会 中野市新春賀詞交歓会
15 火	メディア訪問 広域専門指導員駐在日：高橋 (職法)中高職業訓練協会 常任理事会 ベストウイズクラブ 平成30年度総会 第3回中野市バラまつり販売部会
16 水	日商委員会(～17日)
18 金	商業委員会 長野県元気づくり支援金個別相談
20 日	中町区新年会
21 月	産業フェアin信州 企画運営委員会
22 火	(一財)中野市産業公社 評議員会 日商オンラインセミナー(消費税軽減税率導入対策等) 1月正副会頭会議 総務委員会
23 水	モバイル決済モデル推進事業説明会 信州なかの観光協会 役員会
24 木	平成30年度第2回中野市国民健康保険運営協議会 確定申告説明会(記帳指導関係) 信州中野おごっこフェア 部会長会議 新井工業団地協同組合 新年懇親会 YEG予定者会議
25 金	広域専門指導員駐在日：中村 (公財)中野青年会議所 2019年度1月通常総会
26 土	売れる写真撮影実践講座 平成31年度西町区新年祝賀会
28 月	第3回中野市バラまつり実行委員会
29 火	2月議員例会幹事会 女性会 女子力upセミナー、役員会
30 水	乳酸菌pp165紛体化 4者打合せ 日商オンラインセミナー 経理担当者

## 豊田出張所の開設について

2月から3月の確定申告の期間中、豊田出張所を下記のとおり開設します。

税務申告等の相談がある方は、日時を確認の上お出かけください。事前にお電話を頂くとスムーズに対応することができます。ご協力をお願いします。

◆開設日  
 2月18日(月)、20日(水)、22日(金)、25日(月)、27日(水)  
 3月1日(金)、4日(月)、6日(水)、8日(金)、11日(月)、13日(水)

◆時 間 10:00～16:00

## 無料税務相談会のお知らせ

青色申告の相談者を対象に、税理士による無料相談を行います。

決算書の作成や確定申告に関することについてお気軽にご相談ください。

相談会には事前予約が必要です。事前に電話またはFAXでお申し込みください。

詳しくは会報折込チラシで確認して下さい。

日時及び会場

① 2月28日(木) 10:00～16:00 信州中野商工会議所  
 ② 3月1日(金) 10:00～16:00 信州中野商工会議所  
 ③ 3月1日(金) 13:30～16:00 豊田出張所

◆問い合わせ・申込先 TEL 0269-22-2191  
 豊田出張所 TEL0269-38-3044

## 商 工 会 議 所 情 報 板

### 日本政策金融公庫の定例相談日

来月は、平成31年 3月 4日(月) 午前10時～  
 (原則・毎月第1月曜日)

場所 当所 第2会議室

定 価：1部 50円(会員の購読料は会費に含まれています)  
 発行所：信州中野商工会議所 長野県中野市中央1丁目7-2  
 TEL 0269-22-2191 FAX 0269-26-7007  
 発行人：池田 喜芳 編集人：市川 真一